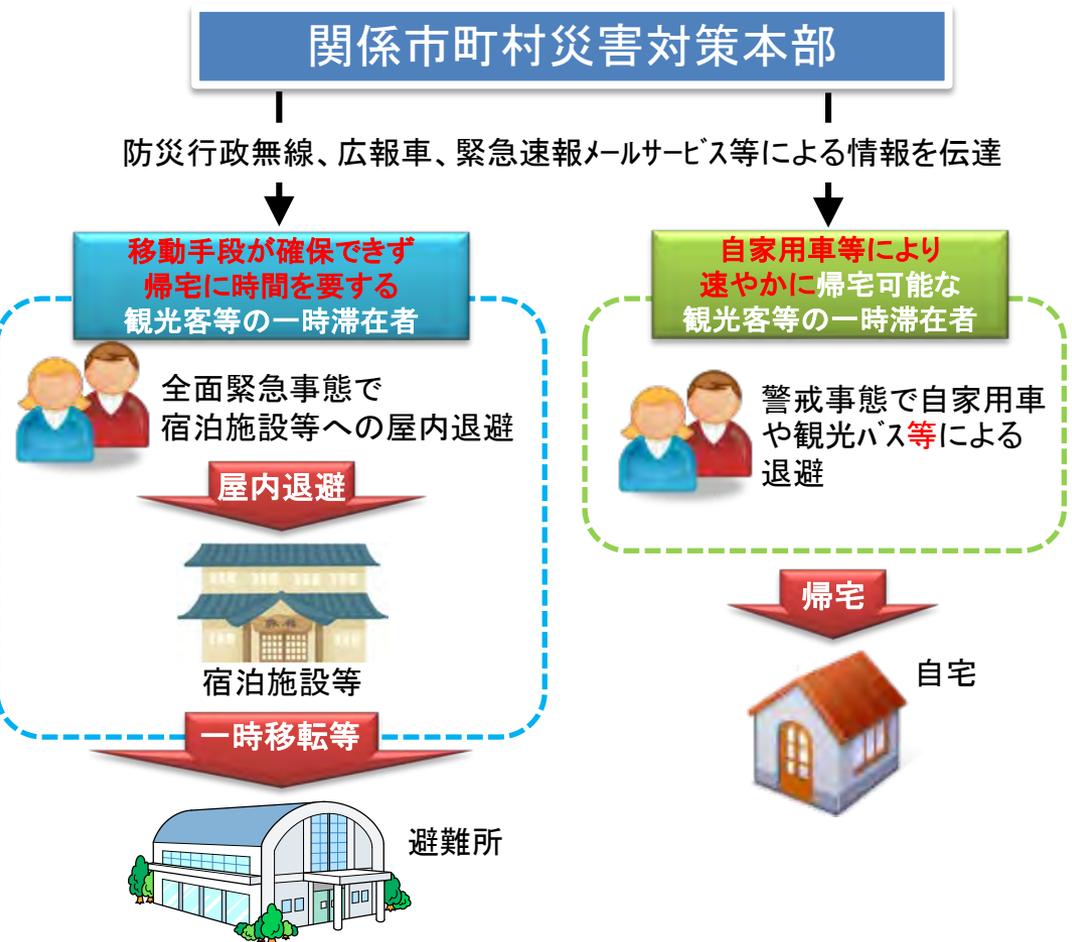


- 自家用車や観光バス等により速やかに帰宅可能な観光客等の一時滞在者については、警戒事態で帰宅やUPZ外への退避を実施。【P】
- 路線バス等の公共交通機関が利用できず、帰宅に時間を要する場合やUPZ外への退避が困難な観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態で宿泊施設等への屋内退避準備を実施し、全面緊急事態で屋内退避を実施。【P】
- 一時移転等が必要となった観光客等の一時滞在者は、バスにより関係市町村が指定する避難所へ移動。【P】



UPZ内の観光客数 ※1

関係市町村	観光客数
ひがしどおりむら 東通村	923人 ※2
むつ市	1,229人
のへじまち 野辺地町	一人
よこはままち 横浜町	3,162人
ろっかしよむら 六ヶ所村	580人
<b>合計</b>	<b>5,894人</b>

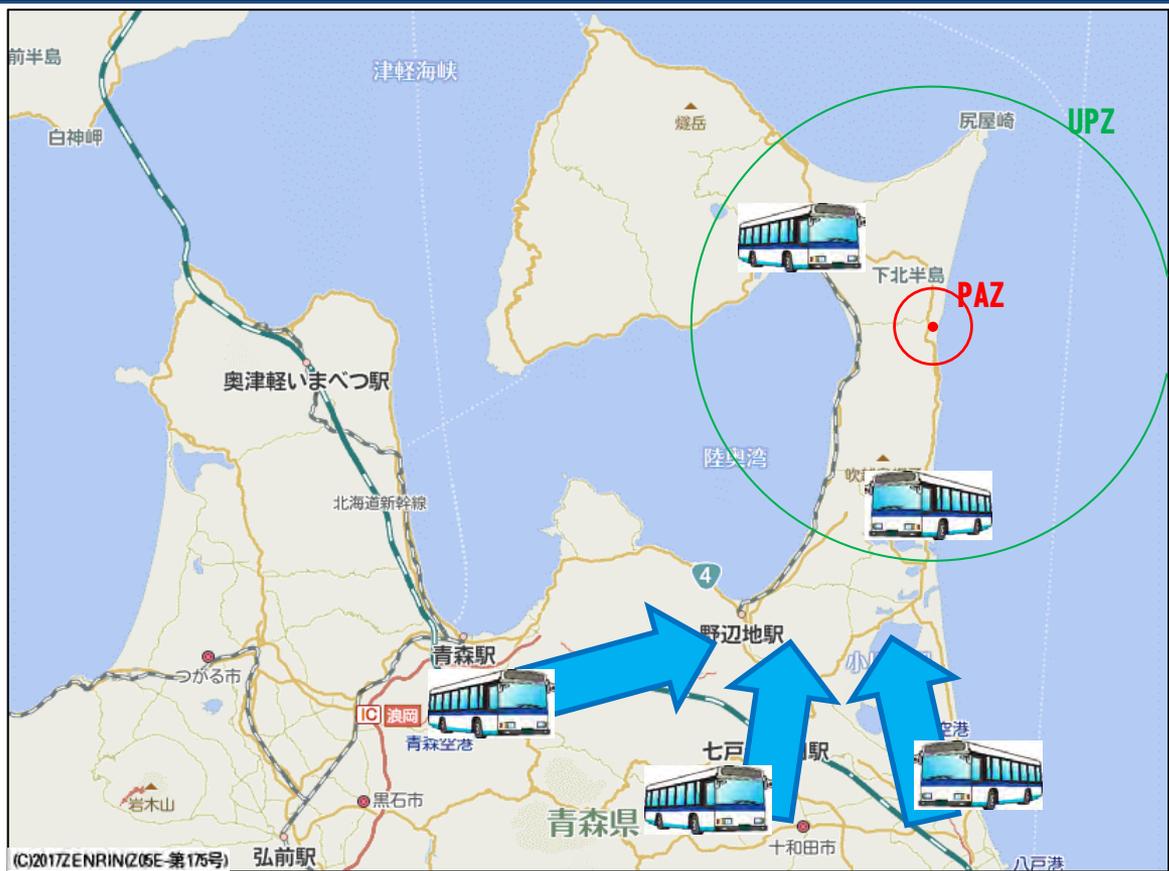
各市町村における観光客数：平成28年実績

※1 観光客数については、平成28年5月（UPZ内の入込客ピーク月）の関係市町村UPZ内における1日当たりの数（主な観光地点を集計したもの、出典：青森県観光入込客統計）

※2 東通村については、PAZ内の観光客数も含む

# UPZ内の一時的移転に必要な輸送能力の確保【P】

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリング結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる**バス**の確保については、青森県及び青森県バス協会が「災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書」に基づき対応。【P】
- 一時移転に必要な輸送手段については、青森県バス協会が、**まず**<sup>しもきた</sup>**下北地域及び**<sup>かみきた</sup>**上北**地域のバス事業者と調整し、**当該**地域内の輸送手段では不足する場合、**更に**青森県全域のバス事業者と順次調整を行い、必要な輸送能力を確保する。【P】
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請する。【P】



青森県内保有バス台数

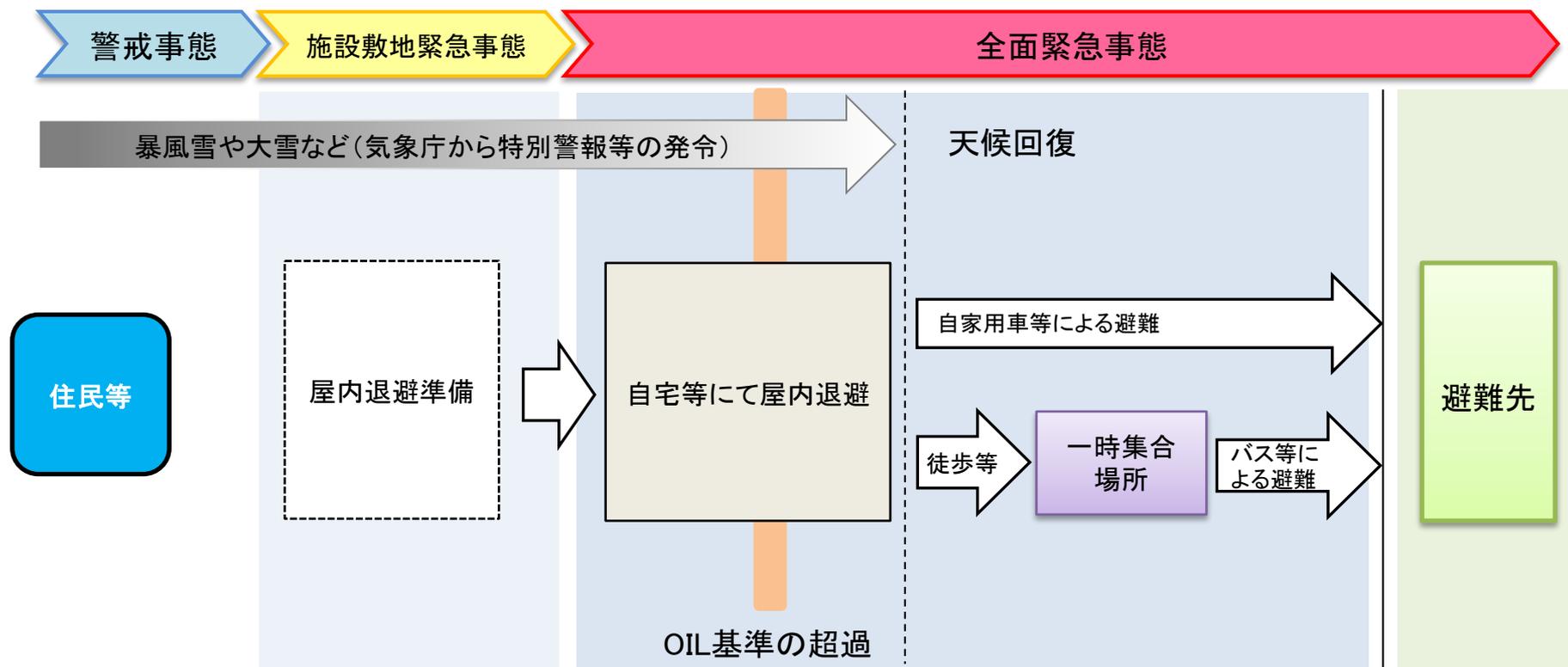
地域	保有台数 ※1
<sup>しもきた</sup> 下北・ <sup>かみきた</sup> 上北	477 台 (321台)
上記以外の青森県内各地域	1,136 台 (416台)
合計	1,613 台 (737台)

※1 バス台数については、平成30年1月現在  
 ※2 ( )内は、貸切バスの台数で内数

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

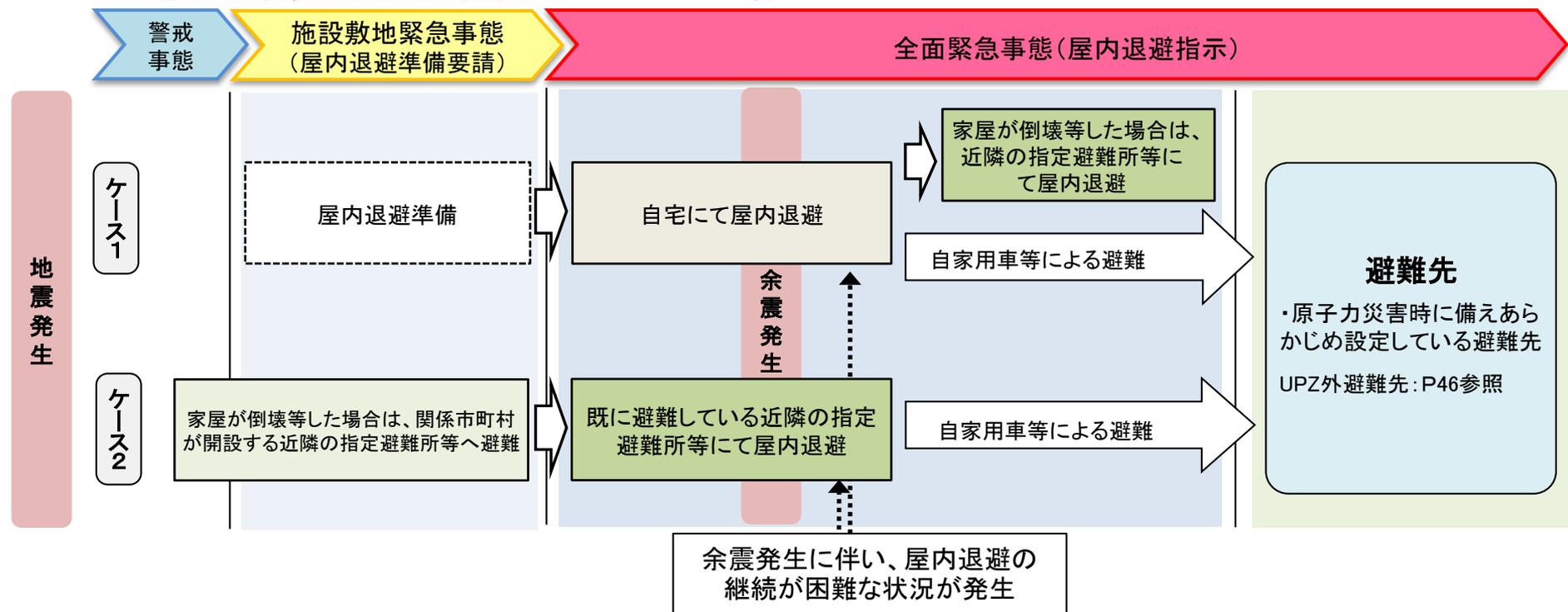
- 暴風雪や大雪などにより、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、UPZ内の住民等は、天候が回復して安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。【P】
- その後、天候が回復し、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。【P】

## < 全面緊急事態で天候が回復した場合 >



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市町村にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。【P】
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等の被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係市町村にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※<sub>2</sub>。【P】
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際は、原子力災害対策本部、県及び関係市町村は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。【P】

## <屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合の避難に当たっては、体の表面に放射性物質が付着したり、体内に取り入れることがないよう、レインコートやマスクを身につける等の対策を周知。